

一般県道坂元伊敷線県単道路整備（交通安全交付金）工事（鹿児島県鹿児島市下伊敷一丁目地内から同市下伊敷三丁目地内まで）に係る事業認定理由について

平成19年3月8日付けで鹿児島県から事業認定の申請があった一般県道坂元伊敷線県単道路整備（交通安全交付金）工事（鹿児島県鹿児島市下伊敷一丁目地内から同市下伊敷三丁目地内まで）について、平成19年5月25日に土地収用法に基づき事業認定の告示をしました。

その事業認定理由を以下に添付しています。

事業認定理由